

| No. | 分類 | スキーム | 該当資料 | 質問 | 回答 |
|----------------------|---------|---------------------|----------------------------------|--|--|
| 本事業全般について | | | | | |
| 1 | 事業の目的 | 共通 | 募集要項 > 第1 1.(1) | 開発途上国の課題の解決・SDGs達成に貢献する「SDGsビジネス」とあるが、途上国においてSDGsに貢献するビジネスであれば、全て対象事業になるか。 | SDGsを構成する17のゴールのいずれに貢献するかを企画書にて確認させていただきます。同時に、対象国における課題に合致するか否かも確認いたします。 |
| 2 | 事業の目的 | 共通 | 募集要項 > 第1 1.(1) | 例えば事業対象国に生産やサービス実施の拠点となる現地合弁会社の設立を行う等、提案法人が当該国に直接進出を目指すものは本事業の対象か。 | 直接進出に限らず、国際取引の実施、現地法人への生産委託・技術(ライセンス)供与等により、提案法人の製品、技術、ノウハウの当該国における普及を目指す、或いは(インフラ)システム等の輸出を目指すものであることも含まれます。なお、上記提案ビジネスにより開発効果が長期に亘り発現することが望ましく、直接進出を行わない場合は、製品、技術、ノウハウ等の普及を実現する手段(商取引等)が長期に持続する提案が望まれます。 |
| 3 | 対象国 | 共通 | 募集要項 > 第1 2. 本支援事業対象国 | JICAの在外事務所等が存在しない国での事業は応募不可なのか。 | 効率的な事業実施や安全管理上の観点から、JICA在外事務所等が存在する国を原則としていますが、高い開発効果や実施上の意義が認められる場合はその限りではありません。その際には、提案法人が現地でのJICAによる支援を受けなくても事業を実施できる体制であることが求められます。 |
| 4 | 対象国 | 共通 | 募集要項 > 第1 2. 本支援事業対象国 | 外務省海外安全情報においてレベル3またはレベル4と指定されている国や地域は原則対象外と認識しているが、遠隔で活動を実施できるのであれば、対象とすることは可能か。 | 原則レベル3及びレベル4に指定されている国や地域は対象外です。やむを得ず当該国・地域にて活動を実施する必要がある場合には、その理由を企画書に記載ください。ただし、安全対策の観点から実施困難と判断された場合には、不採択となる可能性がある点を予めご了承ください。 |
| 5 | 対象国 | 共通 | 募集要項 > 第1 2. 本支援事業対象国 | 対象国の周辺国に調査で渡航することは可能か。また、対象国を複数国とすることは可能か。 | 原則として1か国を選定して提案ください。ただし、必要性や実現性が確認される場合には、複数国にまたがる提案は可能です。企画書にその理由を記載願います。事業実施体制や、各国実施機関との事前調整等が行われているかを確認させていただきます。なお、JICAとの契約上で機材調達を行う場合、各々の国に対する意向確認が必要になり、事業開始に時間を要する可能性もありますので、ご留意下さい。提案内容に含まれていない周辺国への渡航に係る旅費は、計上対象外となります。 |
| 事前登録・本登録・応募書類 | | | | | |
| 6 | 提案件数 | 共通 | 募集要項 > No.9 | 同一の提案法人が複数の提案を行う場合には、事前登録の時点から2つ登録すべきか。同じ提案法人であれば、一つの登録にするべきか。 | 一つの提案に対し、一つの登録としてください。 |
| 7 | 外部人材/補強 | 共通 | 募集要項 > 第2 3. 本登録、応募書類の提出 | ウェブ応募上の「3. 外部人材/補強情報の登録」について、外部人材が1法人から複数人入る場合、人数分登録が必要か。(例えば、1法人から3人の外部人材を入れる場合、外部人材/補強1〜3まで同一の法人を3項目登録する必要があるか) | 1法人につき1項目のみの登録で結構です。 |
| 8 | 提出書類 | 共通 | 募集要項 > 第5 9 応募書類 | 共同企業体を構成する場合、代表法人だけでなく構成員の財務諸表の提出も必要か。 | ご理解のとおりです。なお、上場企業の場合は財務諸表の提出を省略することが可能です。 |
| 9 | 提出書類 | 共通 | 募集要項 > 第5 9 応募書類 | 共同提案の場合、共同体としての協定書等の提出は必要か。 | 企業の協定書の提出は求めておりません。公示資料「様式1企画競争申込書」の提出をもって、共同提案の確認をします。 |
| 10 | 提出書類 | 共通 中小企業支援型 | 募集要項 > 第5 9 応募書類 | 中小企業支援型の応募書類にキャッシュフロー計算書が含まれているが、中小企業であってもキャッシュフロー計算書の提出は必要か。 | 中小企業支援型に応募頂く場合、キャッシュフロー計算書は提出不要です。 |
| 11 | 企画書書式 | 共通 | 様式2 企画書 > 表紙 企画書作成にあたっての留意事項 | 企画書様式は「和」MSゴシック、「英数」Arialが使用されているが、これ以外のフォントを使用することは可能か。また、文字の大きさは「10.5ポイント」とされているが、注釈も10.5ポイントでなくてはならないのか。 | 原則、企画書様式と同じフォントを使用ください。注釈の文字の大きさは、通常読める大きさを10.5ポイントより小さくても構いません。 |
| 12 | 企画書 | 基礎調査、案件化調査、中小企業支援型 | 様式2 企画書 > 表紙 | 販売実績がない場合は、「途上国イノベーション」として提案とあるが、この表題提案は、「国内外販売の実績」の項目中に書けばよいのか、企画書の表紙にも書く必要があるか。 | 表紙の「途上国イノベーション」欄の「該当」にチェックをさせていただいた上で、「国内外の販売実績」の青字記入留意事項に沿ってご記入ください。 |
| 13 | 企画書 | 普及・実証・ビジネス化 | 様式2 企画書 > 企画書要約 | 普及・実証・ビジネス化事業(中小企業支援型)の企画書において、事業名は「普及・実証・ビジネス化事業」を含めて45字以内で収める必要があるのか。 | 事業内容を端的に表したタイトルとし、「普及・実証・ビジネス化事業」を含めて45字以内に収めてください。なお、基礎調査および案件化調査の調査名も全体で45字以内に収めてください。 |
| 14 | 企画書 | 共通 | 様式2 企画書 > 企画書要約 | 対象分野の書き方にし、④職業訓練・産業育成とあるが、これを選んだ場合には両方でなくてはならないのか。どちらか片方でも問題ないのか。 | どちらか片方でも問題ありません。 |
| 15 | 企画書 | 普及・実証・ビジネス化、中小企業支援型 | 様式2 企画書 > 1. 当該国のビジネスの概要 | 普及・実証・ビジネス化事業(中小企業支援型)の企画書「1. (2)海外進出、対象国決定の動機」及び「1. (3) 想定するビジネスモデル及び普及(販売展開)計画」に関し、共同提案の場合には2社それぞれの事情を記載するの。 | 動機は、主たる企業(代表法人)の動機を記載ください。ビジネスモデル及び普及計画に関し、一つの提案に対し一つの計画を記載ください。それぞれの企業が異なるビジネスモデルや計画を持つ場合には、別の提案とすることが適切です。 |
| 16 | 企画書 | 共通 | 様式2 企画書 > 2. 対象国の開発課題への貢献 | JICA民間連携事業サイト掲載の「民間企業の製品・技術の活用が期待される開発途上国の課題」に、応募を検討中の対象国の課題がない場合どうすればよいのか。 | 外務省発表の国別開発協力方針、事業展開計画、国別データブック等をご参照ください。 |
| 17 | 企画書 | 案件化調査、中小企業支援型 | 様式2 企画書 > 2. 対象国の開発課題への貢献 | 既存のODA事業との連携を記載する場合、想定するカウンターパート(対象国政府関係機関)は不要か。 | 想定・仮説で結構ですので記載ください。 |
| 18 | 企画書 | 案件化調査、中小企業支援型 | 様式2 企画書 > 2. 対象国の開発課題への貢献 | 本項目では、「調査後想定されるODA案件の計画あるいは連携可能なODA事業について記載」し、このことだが、連携可能なODA事業を記載した場合でも、審査基準表の「2-4. 本調査実施後の具体的なODA案件化の計画があるか(10点)」において10点満点で採点されるのか。普及・実証・ビジネス化事業などODA案件計画を記載した場合に比べて不利になることはないか。 | 普及・実証・ビジネス化事業や無償資金協力への適用などといった具体的なODA案件化の計画の有無に限定せず、例えば、実施中のODA事業と連携することで相乗効果が期待されるなどといった「連携可能性」が記載されていれば、最高10点満点で採点させていただきます。 |
| 19 | 企画書 | 普及・実証・ビジネス化、中小企業支援型 | 様式2 企画書 > 2. ビジネス展開による対象国・地域への貢献 | 2. (1) 記載の「対象国におけるODA案件との連携可能性、相乗効果等の期待、あるいは補完の可能性はあるか?」という内容と、2. (3) 記載の「関連する協力プログラム」および「関連プログラムとの連携可能性」は、同様の内容を記載すべきように見受けられるが、どのように区別し記載すれば良いでしょうか。 | 企画書記載例のとおり、2. (1) ではODA案件との連携可能性等について具体的な内容を記載ください。2. (3) では、連携の内容を端的に要約し記載ください。 |
| 20 | 企画書 | 普及・実証・ビジネス化、中小企業支援型 | 様式2 企画書 > 3. 事業実施計画 | 普及・実証・ビジネス化事業(中小企業支援型)内で言語の現地対応など一定の改善作業が必要な場合、事業活動計画にはカスタマイズに係る期間を含めてもよいのか。 | 事業実施計画において、カスタマイズに係る活動を記載下さい。 |
| 21 | 企画書 | 普及・実証・ビジネス化、中小企業支援型 | 様式2 企画書 > 3. 事業実施計画 | 事業期間中に係る企業とカウンターパート機関の役割分担やカウンターパート機関の負担事項はどこに記載すればよいのか。また工程・要員計画表を変更し加筆してもよいのか。 | カウンターパートに期待する役割や負担事項については、3. (4) 対象国政府関係機関(カウンターパート機関)の情報に記載ください。なお、工程・要員計画表のフォーマットは変更しないでください。 |
| 22 | 企画書 | 普及・実証・ビジネス化、中小企業支援型 | 様式2 企画書 > 3. 事業実施計画 | 普及・実証・ビジネス化事業(中小企業支援型)の企画書に導入予定機材の製造原価を記載する項目があるが、見積金額内訳書に記載する機材費と同じ金額を記載すればよいのか。 | ご理解のとおりです。 |
| 23 | 企画書 | 普及・実証・ビジネス化、中小企業支援型 | 様式2 企画書 > 4. 調査計画 | 現地にてトレーニングを実施する予定だが、そこで用いる資材(テキスト等)も提案製品に含まれるか。 | ご質問の資料が提案法人の製品であれば提案製品に含まれます。 |
| 24 | 企画書 | 共通 | 様式2 企画書 > 別添「工程・要員計画表」 | 工程・要員計画表がA4一枚におさまらなかった場合、A4で複数枚にまたがるか、もしくはA3一枚にまとめる形になってもよいのか。 | 原則A4一枚におさめるようにしてください。どうしてもおさまらない場合は、A4に複数枚またがる形で記載してください。 |
| 25 | 企画書 | 共通 | 様式2 企画書 | 企画書や見積書ファイルに不具合があった場合、トラブルシューティングについての質問は可能か。 | 企画書や見積書ファイルに不具合があった場合は、中小企業・SDGsビジネス支援事業窓口(sdg_sme@jica.go.jp)まで、お問い合わせください。 |

| No. | 分類 | スキーム | 該当資料 | 質問 | 回答 |
|---|-------------------|-------------------------|--------------------------|--|---|
| 資格要件・提案要件 | | | | | |
| 26 | 参加資格 | 共通 SDGsビジネス支援型 | 募集要項 第5.2. | ホールディングス企業はどの事業に応募ができるのか？ | SDGsビジネス支援型に応募いただけます。 |
| 27 | 参加資格 | 共通 SDGsビジネス支援型 | 募集要項 第5.2. | 一般社団法人やNPO法人は応募が認められるか？ | 【中小企業支援型】一般社団法人及びNPO法人は対象資格要件に含まれず、応募が認められません。 【SDGsビジネス支援型】募集要項第5.2.に定める資格要件等に合致する場合は、応募可能です。 |
| 28 | 参加資格 | 共通 中小企業支援型 | 募集要項 第5.2. | 中小企業や中堅企業(「中小企業等」)はSDGsビジネス支援型には応募できないのか。 | 中小企業支援型の資格要件(募集要項第5.2.)に該当する法人におかれては、中小企業支援型に応募願います。ただし、中小企業支援型の資格要件に該当しない中小企業等(「みなし大企業」や、2か国で中小企業支援型を実施した中小企業等)や、SDGsビジネス支援型の参加資格を有する法人とともに共同提案者となる中小企業等の場合は、中小企業支援型には応募できず、SDGsビジネス支援型のみに応募可能となります(募集要項第5.2.に定める資格要件等に合致することが前提です)。 |
| 29 | 参加資格 | 共通 中小企業支援型 | 募集要項 第5.2. 参加資格要件等 | 中小企業支援型に該当する法人がSDGsビジネス支援型に応募することは可能か。 | できません。中小企業支援型の参加資格要件に該当する法人は、中小企業支援型にご応募いただくことになります。ただし、大企業との共同事業体として、SDGsビジネス支援型に応募することは可能です。 |
| 30 | 参加資格 | 共通 | 募集要項 第5.2. 参加資格要件等 | 業務従事者に提案法人の子会社の従業員を含める場合、業務従事者が所属する全ての法人による共同企業体として応募する必要があるか、または、親会社1社で応募することは可能か。 | 以下のいずれかによる応募が可能です。 親会社1社による提案とし、提案法人の子会社の従業員を提案法人の「補強」として業務従事者に含めることが可能です。その場合、業務従事者名簿上、提案法人の子会社の従業員の所属先は、「代表法人名(補強:子会社名)」と記載ください。 または、業務従事者が所属する全ての法人による共同提案として応募頂くことも可能です。その場合、様式1「企画競争申込書」に、全ての法人について必要事項を記載ください。また、共同企業体での応募の場合は、事前登録の際に全ての企業の登録が必要となります。 |
| 31 | 参加資格 | 共通 SDGsビジネス支援型 | 募集要項 第5.2. 参加資格要件等 | みなし大企業に関して、親会社が中堅企業の場合にはみなし大企業となるのか。 | 本公示より中堅企業の子会社については「みなし大企業」に該当するもの、JICAで定めた中堅企業枠として応募可能と整理いたしました。 案件化調査(中小企業支援型)又は普及・実証・ビジネス化事業(中小企業支援型)に中堅企業枠として応募いただけます。 中堅企業の定義に関しては、募集要項の「参加資格」をご確認ください。 |
| 32 | 既存事業の扱い | 共通 | 募集要項 第5.5. 本事業の対象外となる諸条件 | 現地にて自社独自に実証事業を行っている場合、本事業の対象となるか。また、過去の実証で要した費用をJICAとの契約内でカバーすることは可能か。 | 既に実施中の事業と同様の取り組みは対象外となりますが、スケールアップや異なる地域での活動に関しては対象となる場合もあります。なお、契約日より前に発生した費用の計上はできません。 |
| 33 | 既存事業の扱い | 共通 中小企業支援型 | 募集要項 第5.5. 本事業の対象外となる諸条件 | 以前に普及・実証事業/SDGsビジネス調査/民間技術普及促進事業を実施したが、同種の事業を違う国で応募することは可能か。可能である場合には、過去の実績は審査に際してどのように扱われるのか。 | 対象国が異なる場合は、同種の事業も応募可能です。ただし、中小企業支援型については、2か国目まで可能であり、3か国目以降の場合は中小企業であってもSDGsビジネス支援型に応募いただく必要があります。 審査に際しては、過去の事業の結果やその教訓の活用状況について参考といたします。 |
| 34 | 複数提案 | 共通 | 募集要項 第5.5. 本事業の対象外となる諸条件 | 同一の提案者が、複数の企画書を提出することは可能か。 | 中小企業支援型では同一の或いは著しく類似した内容で複数の提案を行うことはご遠慮下さい。 SDGs型では、同一の提案者が異なる内容で複数の提案を行うことは可能ですが、事業提案者の本事業実施体制、業務従事者の重複配置等、本事業実施計画の妥当性を確認をさせていただくこととなります。 また、それらの複数提案がともに採択された場合でも重複した業務従事者でそれぞれ実施可能であることが必要となります。 なお、事前登録及び本登録の際は、一つの提案に対し、一つの登録としてください。 |
| 35 | 募集要項 | 中小企業支援型共通 | 募集要項 第5.5. 本事業の対象外となる諸条件 | 中小企業支援型において提案法人が本支援事業を実施できる国は2か国までとのことだが、同一国・同様の内容で基礎調査と案件化調査を実施すると、普及・実証・ビジネス化事業に応募することはできないのか。 | 同一国・同一内容の提案の場合、基礎調査、案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業と続けて実施した場合でも「1か国」とカウントします。他方、同一国であっても、別の内容で調査・事業を実施する場合は、「2か国」とカウントします。 |
| 36 | 募集要項 | 共通 | 募集要項 第5.5. 本事業の対象外となる諸条件 | 同一の内容で複数の事業・区分に提案できないとのことだが、案件化調査及び普及・実証・ビジネス化事業の両事業を利用したい場合、案件化調査をもとに普及・実証・ビジネス化事業に提案できる判断基準を教えてください。 | 案件化調査の所期の目的を果し、結果を確認できる状況にあれば、同結果をもとに普及・実証・ビジネス化事業に応募可能です。ただし、採択された場合でも、案件化調査の履行期間と普及・実証・ビジネス化事業の履行期間が重複することは認められません。 |
| 37 | 既存事業の扱い | 共通 | | 現在基礎調査あるいは案件化調査を実施中だが、普及・実証・ビジネス化事業に応募することは可能か？ | 応募は可能ですが、案件化調査等を実施中の法人(共同企業体を構成する場合は代表法人)が、契約期間が重なることは認められません(ただし、両事業の対象国が異なる場合や提案製品・技術が異なる場合等、両事業の連続性が確認されない場合はこの限りではありません)。 |
| 38 | 提案製品・技術 | 共通 | | 提案製品の販売実績が無くても応募は可能か？ | 原則として提案製品・技術の販売実績等の活用実績のあることが前提となります。 ただし、基礎調査及び案件化調査(中小企業支援型)のイノベーション枠あるいは案件化調査(SDGs型)では必ずしも提案製品の販売実績を前提としません。一方で、提案の製品・技術の一定の信頼性や将来性が示されることが期待されます。 |
| 39 | 提案製品・技術 | 共通 | | 提案事業で扱う製品に他社(中小企業支援型の場合は大企業含む)の製品・技術等が含まれていてもよいのか？ | 提案法人のノウハウ等を活用することより大企業や他社の製品・技術等を含む製品の普及・実証活動等を行い、事業対象国政府関係機関のニーズに合致するのであれば、提案可能です。その場合は、活動の中心となる製品・技術(ノウハウを含む)は、提案法人のものとし、他社から調達する機材はあくまでその中心の製品・技術を補完するものであることを企画書にて説明願います。 |
| 応募動奨分野・アフリカ課題提示型募集・インフラ整備技術推進特別枠 | | | | | |
| 40 | 募集要項 | 普及・実証・ビジネス化 中小企業支援型 | 募集要項 第5.3. 応募動奨 | 応募動奨分野で「途上国発イノベーション」が基礎調査に拡大されたが普及・実証・ビジネス化事業には拡大されないのか？ | 今回公示においては、普及・実証・ビジネス化事業には拡大されません。案件化調査において「途上国発イノベーション」で採択された提案でも同様です。普及・実証・ビジネス化事業において、販売実績のない機材費については計上の妥当性が判断できないことから、「途上国発イノベーション」分野を設けておりません。なお、普及・実証・ビジネス化事業への応募は可能ですが、FAQNo.38のとおり、販売実績等の活用実績のあることが前提となりますのでご留意願います。 |
| 41 | アフリカ課題提示型募集 | 共通 | 募集要項 第5.4. | 課題シートに提示される課題に合致する提案の場合は、自動的に「アフリカ課題提示型募集」としてカウントされるのか。 | 別添資料5と6に提示する課題に合致するご提案の場合は、企画書表紙の「アフリカ課題提示型募集」確認欄及びWeb応募入力力の当該欄において、「□ 該当」にチェックを入れてください。 ただし、「非該当」にてご応募された提案でも、課題シートに合致する場合は、「アフリカ課題提示型募集」として採択となる可能性、またはその逆の可能性もあります。 |
| 42 | アフリカ課題提示型募集 | 共通 | 募集要項 第5.4. | アフリカ課題提示型として採択された場合、事業実施に際し、通常と何か違うのか。 | JICAとの業務委託契約における条件等の面で、アフリカ課題提示型と通常型に差異はありません。 他方、アフリカ課題提示型採択案件に関しては、TICAD7開催前後において、関連する広報へのご協力をお願いする場合があります。 |
| 43 | アフリカ課題提示型募集 | 共通 | 募集要項 第5.4. | 「アフリカ課題提示型募集」は次回公示の際にも設けられるか。 | 検討中であり、確定していません。 |
| 44 | アフリカ課題提示型募集 | 普及・実証・ビジネス化 中小企業支援型 | 募集要項 第5.4. | 中小企業がアフリカ課題提示型募集にて提案する場合、1億円枠、1.5億円枠、インフラ整備技術推進特別枠、地域産業集積海外展開枠のいずれでも応募可能であるのか？ | 応募可能です。 |
| 45 | インフラ整備技術推進特別枠 | 普及・実証・ビジネス化 中小企業支援型 | 募集要項 第5.7. 本事業経費 | 農地の灌漑や排水機能を整備する農業インフラ整備に関する提案は「インフラ整備技術推進特別枠」の対象分野に該当するか。 | インフラ整備技術推進特別枠の目的・内容に照らして、農業インフラ整備についても応募は可能です。なお、企画書作成にあたり、本枠ご提案用に特別に記入頂く事項があり、こちらも審査対象となりますので、ご留意ください。 |
| 46 | 大規模/高度な製品等を実証する場合 | 普及・実証・ビジネス化 中小企業支援型 | 募集要項 第5.7. 本事業経費 | 高額な機材を投入する必要がある案件として、1.5億円枠に応募する場合、1.5億円枠ではなく1億円枠で採択されることはあるか？ | 1.5億円枠にご応募頂いた場合は、1.5億円枠にて採否を審査致します。なお、採択された場合でも、最終的な事業費はJICAとの契約交渉の結果確定しますので、この点ご留意ください。 |
| 事業実施国政府関係機関、協議議事録(M/M) | | | | | |
| 47 | 事業実施国公的機関 | 普及・実証・ビジネス化 共通 | 募集要項 第5.11. | 政府系機関でなく民間企業でも事業実施国の相手側機関となりえるか？ | 公的機関もしくは公的機関に準ずる機関(例:国営企業、国立病院、国立大学・研究機関、地方自治体等)に限定しております。ただし、国営企業の場合でも、民営化されることが決まっている場合等は、対象外とする場合があります。 |
| 48 | 事業実施国公的機関 | 普及・実証・ビジネス化 共通 | 募集要項 第5.11. | 関係機関は、厚労省、地域保健センター、地方病院等、複数の組織となるが、すべて記入の必要があるのか？1つに絞る必要があるのか？ | 本事業で調達する資材については事業終了後に事業対象国政府関係機関に譲与し、維持管理も同政府関係機関に任せることになるので、機材・施設の設置を想定している機関は全て記入してください。なお、関係機関が複数の場合、事業実施時に取り交わす協議議事録の署名手続きにはより多くの時間を要することにご留意ください。 |
| 49 | 協議議事録(M/M) | 普及・実証・ビジネス化 共通 | 募集要項 第5.11. | 相手国実施機関が複数にわたる場合、すべてから協議議事録の署名を取得する必要があるのか。もしくは1つに絞るのか。 | 原則として、本事業の対象となる相手国実施機関全てから取得する必要がありますが、これらの機関が上下の関係にある場合(例:保健省と国立病院、農業省と農業試験場など)、上位に位置する機関のみから取得する形も想定します。但し、本事業を通じて調達した機材の設置を想定している相手国実施機関は全て協議議事録の署名先に加えることを予定しています。なお、複数の相手国実施機関を事業対象者として想定する場合は、本事業で実施する各活動への参加関係度合いにより機関毎に要する時間は異なることが考えられ、協議議事録の署名の完了には一定の時間を要することをご了解ください。 |
| 50 | 協議議事録(M/M) | 普及・実証・ビジネス化 共通 | 募集要項 第5.11. | 相手国実施機関から協議議事録の取り交わしに要する期間はどの程度を見ているのか。 | 協議議事録の署名までの期間は1~2か月程度を想定していますが、国・案件によっては更に時間を要する可能性がありますのでご留意願います。 |
| 51 | 募集要項 | 普及・実証・ビジネス化 SDGsビジネス支援型 | 募集要項 第5.11. | 普及・実証・ビジネス化事業(SDGsビジネス支援型)において、対象国の公的機関の関与を想定しないBtoBのビジネスを提案することは可能か。 | 可能です。 |

| No. | 分類 | スキーム | 該当資料 | 質問 | 回答 |
|------------------------|-----------------|------|---|---|---|
| 提案法人・業務従事者・外部人材 | | | | | |
| 52 | 業務従事者 | 共通 | 募集要項 > 第5.2.2-2 | 採択から契約交渉の期間、あるいは事業実施中に業務従事者を交えることはできるのか？ | やむを得ない事情がある場合に、同等以上の経験・ノウハウを持っている方を交代要員としていただくことで、変更可能です。但し、業務主任者については、事業実施に影響を与えない程度の「日数の減少」等は認められますが、交代は原則として認められません。(契約締結後にやむを得ない理由により業務主任者が変更となる場合は契約変更が必要です。) |
| 53 | 業務従事者(外部人材) | 共通 | 募集要項 > 第5.2.2-2 | コンサルタントと組んで応募する必要があるか。また、企画書提出時、コンサルタントが決定していることが条件か？ | 本事業では応募に際して、コンサルタントと組むことを応募要件とはしていません。また、ご応募時点では、コンサルタントが決定していても問題ありません。 |
| 54 | 業務従事者(外部人材) | 共通 | 募集要項 > 第5.2.2-2 | JICAでコンサルタントは紹介してもらえるのか？ | JICAはコンサルタントのご紹介は行っていませんが、「マッチング相談窓口」を外部委託し、中小企業とコンサルタントとのマッチングを支援しておりますのでご参照ください。https://jica-consul-matching.jp/ |
| 55 | 業務従事者(外部人材) | 共通 | 募集要項 > 第5.2.2-2 | 補強と外部人材を含めることを認める記載されているが、補強と外部人材の違いは何か。(経費についても含む) | 補強は、提案法人側の業務従事者として、外部人材は、提案法人以外の業務従事者としてそれぞれ扱われます。補強は提案法人の責任の下、本事業実施後のビジネスに参画することを見込んでの参加となり、外部人材は、本事業実施後のビジネスに参画することを前提とせず、本調査のみの参加として提案法人との契約に基づいた参加となります。補強は直接人件費の支給対象外となりますが、外部人材は直接人件費の支給対象となります。他方、旅費に関しては、補強、外部人材ともに計上可能です。 |
| 56 | 業務従事者(外部人材) | 共通 | 募集要項 > 第5.2.2-2 | 現地の日系企業や現地コンサルタントを活用する予定である。この場合、①外部人材(直接人件費)、②現地備人費、③現地再委託費のどの経費に計上するのか？ | 以下を基準に適切と思われる経費で計上してください。①外部人材:提案法人の持たない技術・知見を有する人材が本事業に不可欠である際に対象となります。なお、本邦で調達される機材や製品を生産あるいは販売する企業の社員等を外部人材として含めることはできません。②現地備人費:通訳、機材操作技術者、事務作業スタッフ等の現地での業務実施を支援する人員が対象となります。③現地再委託:外部組織に委託することが必要かつ適当な業務であり、成果品を設定して実施する契約形態に基づく業務。例としては測量、図面作成、水質検査等が想定されます。機材製造・購入に関わる再委託業務は、機材製造・購入費への計上となります。契約交渉時に、事業内容等を確認の上、どの経費に計上頂くかを最終決定します。 |
| 57 | 企画書 | 共通 | 様式2企画書 > 別添「業務従事者名簿」 | 他の案件で補強として業務従事者となっている人材を、外部人材として含めることは可能か。 | 可能です。ただし、両案件において支障なく業務に従事できることを前提とします。受託業務に専念いただく観点で、両案件で同じ日活動を計画するなどのダブルアサインメントは原則認められません。 |
| 契約・支払関連 | | | | | |
| 58 | 支払タイミング | 共通 | 経理処理(積算)ガイドライン>3.(5) | 契約後の事業費の支払いはどのように行われるのか？ | 前払、部分払、概算払、精算払が可能です。支払方法の詳細については、経理処理ガイドライン(2018年9月版)をご参照ください。 |
| 59 | 支払タイミング | 共通 | 経理処理(積算)ガイドライン>3.(5) | 前払請求/部分払請求から支払までの期間はどの程度か。 | 請求書受領から概ね1か月程度を予定しています。 |
| 60 | 前払 | 共通 | 経理処理(積算)ガイドライン>3.(5) | 前払の必要書類に金融機関の保証書とあるが、これはどのようなものか？ | JICAは、原則、後払いを行っておりますが例外として「前払い(契約金額の40%まで)」を行う場合は、金融機関、もしくは、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社による保証が必要となります。提出を受ける「保証書」には、決まった書式はありませんが各金融機関にお問い合わせ願います。 |
| 61 | 専用口座 | 共通 | 経理処理(積算)ガイドライン | 支払を受け取る際の専用口座は新たに開設する必要があるか？ 共同企業体を結成する際は、共同口座開設が必要か？ | 原則として専用口座を新たに開設することをお奨めています。共同企業体の場合、代表となる企業名義の口座で差支えありません。なお、共同企業体を構成する企業に所属する従事者は、外部人材としての人件費の計上ができない点を留意願います。 |
| 経費計上 | | | | | |
| 62 | 上限額 | 共通 | 募集要項 > 第5.7. | 計画している費用が上限額を超えることが見込まれる場合、どのように応募すればよいか。 | 本事業へは、定められた上限の範囲内で応募いただきます。本事業は、提案法人がJICAとの委託契約に基づき実施する業務への対価として支払われるものであり、提案法人が自ら実施する調査経費の一部を負担する補助金とは性格が異なることにご留意ください。 |
| 63 | 謝金 | 共通 | 経理処理(積算)ガイドライン>4.(3) 1) L(外部人材に係る人件費)及び4.(3) 2)-3 現地活動費②現地備人費 | 提案法人(補強を含む)とカウンターパート以外の人材をセミナー講師とする場合、講師謝金は計上可能か。 | 謝金としての計上は不可ですが、現地備人として契約するか、外部人材として業務従事者に含め、人件費を計上することは可能です。講師の専門性や支出計画の経済性等を契約交渉の際に確認させて頂き、現地備人又は外部人材として認めるか判断します。 |
| 64 | 外部人材/補強 | 共通 | 経理処理(積算)ガイドライン>4.(3) 1)-2 その他原価1)-3 一般管理費 | 精算時、すべての領収書、若しくは証拠書類が必要か。 | 外部人材の人件費の精算にあたっては、領収書(原本)に加え、受注者と外部人材との契約書(写)、「外部人材履行結果検査調査書」等が必要となります。詳しくは、『中小企業・SDGsビジネス支援事業及び協力準備調査(PPPインフラ事業) 精算ガイドライン』(2018年9月版)p.16を御参照ください。 |
| 65 | ソフトウェアのカスタマイズ費用 | 共通 | 経理処理(積算)ガイドライン>4.(3) 2)-1 機材製造・購入・輸送費①-2 機材製造・購入費における利益控除 | アプリを現地語にカスタマイズすることを計画しているが、「利益控除方式(ソフトウェアカスタマイズ)算定式」を適用し計算すると見積額が極端に少なくなること、対象国でのライセンス使用許諾料算出条件とした数量を証明する資料を作成するのは困難であることから、利益控除方式(ソフトウェア)算定式で提案して問題ないか。その場合、カスタマイズ費用総額は無視し、「アプリ1ライセンスの販売実績平均価格」×「パイロット活動で使用するライセンス数×(1-「売上総利益率」)」で計算して良いか。 | カスタマイズ前の販売実績あるソフトウェアについては、経理処理ガイドライン記載の「利益控除方式(ソフトウェア)算定式」で計算して計上することができます。カスタマイズ経費については、同資料同ページ記載の「利益控除方式(ソフトウェアカスタマイズ)算定式」によることを原則としますが、これに拠らないケースについては個別の対応となりますので、貴社が合理的と判断される計算方法により算定して計上ください。 |
| 66 | 機材解体費用 | 共通 | 経理処理(積算)ガイドライン>4.(3) 2)-1 機材製造・購入・輸送費② 輸送費・保険料・通関手数料 | 案件化調査(中小企業支援型)で機材を日本に持ち帰る場合には輸送費の計上が可能とのことだが、現地に搬入し、デモンストレーションを行った後、解体して持ち帰る場合の解体費用を労務費として計上可能か。 | 機材の搬入、解体に係る費用の計上はできません。これは、予算費目としては「現地工事費」(II 直接経費 1. 機材購入・輸送費 (1)機材製造・購入費等)内に計上されるべき項目ですが、案件化調査(中小企業支援型)においては、この費目での計上は認められていないからです。 |
| 67 | 機材輸送費用 | 共通 | 経理処理(積算)ガイドライン>4.(3) 2)-1 機材製造・購入・輸送費② 輸送費・保険料・通関手数料 | 輸送費に関して、第3国からの輸送の場合や、持ち帰り先が第3国である場合、輸送費の計上は可能か。 | 原則、輸出国と持ち帰る国が同一であれば、輸送費の計上が可能です。なお、この輸送にかかわる保険料、通関手数料、関税、付加価値税(VAT)等も計上可能です。 |
| 68 | 機材検査費用 | 共通 | 経理処理(積算)ガイドライン>4.(3) 2)-1 機材製造・購入・輸送費② 輸送費・保険料・通関手数料 | 対象国へ機材を輸出する際に提出が必要となる適合証明書(Certificate of Conformity:CoC)取得に要する検査費用は計上できるか。 | 適合証明書はその製品仕様に対して証明し、委託契約後/外の当該製品の輸入についても有効となるものであるため、管理費から支出ください。 |
| 69 | 航空費 | 共通 | 経理処理(積算)ガイドライン>4.(3) 2)-2 旅費①航空費 | 航空券のEチケットに記載された金額より、領収証の金額が低かった場合、航空費の精算金額はどちらになるか。 | 実際の支払額(税抜)が精算対象額(税抜)より領収証の金額(税抜)が低い場合は、原則、領収証の金額(税抜)が精算対象となります。(ただし、経理処理ガイドラインに定める上限により、精算対象額が領収証の金額(税抜)以下となる場合があります。) |
| 70 | 宿泊費 | 共通 | 経理処理(積算)ガイドライン>4.(3) 2)-2 旅費②-3 宿泊料 | 機中泊が2泊以上の場合でも、宿泊費の対象日数は、「現地業務期間日数マイナス2日」か。 | ご理解のとおりです。ただし、機中泊が想定されない一部の対象国については、宿泊費の対象日数は「現地業務期間日数マイナス1泊」となります。 |
| 71 | 現地活動費 | 共通 | 経理処理(積算)ガイドライン>4.(3) 2)-3 現地活動費 | 現地での車両や通訳の手配を現地エージェントに依頼し、当該仲介費用を計上することは可能か。 | 車両、通訳等の手配は基本的に受注者の業務と位置付けられます。そのため、これを現地エージェントに代行させるための仲介費用は、計上対象外となります。 |
| 72 | 現地活動費 | 共通 | 経理処理(積算)ガイドライン>4.(3) | 通訳の備上は可能か、可能な場合、どの費目で支弁できるのか。 | 開発途上国における現地活動において備上する通訳については「現地備人費」に計上可能です。一方、本邦受入活動においては「管理費」での対応となります。 |
| 73 | 現地活動費 | 共通 | 経理処理(積算)ガイドライン>4.(3) | 現地備人の移動費・宿泊費も実費ベースで計上可能か。 | 可能です。 |
| 74 | 本邦受入活動費 | 共通 | 経理処理(積算)ガイドライン>4.(3) 2)-4 本邦受入活動費 | 本邦受入活動の招聘者のパスポートやビザの取得にかかる費用は計上可能か。 | 招聘者又は招聘者の所属先が負担すべき費用ですので、パスポート・ビザ取得費の計上はできません。 |
| 75 | 計上可否 | 共通 | 経理処理(積算)ガイドライン>4.(3) | 事業費として計上できない項目(管理費で対応すべき項目)にはどういったものがあるか。 | 直接費として計上可としない経費については、管理費で対応ください。管理費での対応が必要な経費の例:・現地セミナーに係る会場費以外の経費・資機材の稼働に必要な電気・水道料金等・当機構に提出する報告書の印刷・製本費・現地活動のための事務所や土地の賃料。詳しくは経理処理ガイドライン(2019年4月版)当該項目の説明をご参照ください。 |
| 76 | 計上可否 | 共通 | 経理処理(積算)ガイドライン>4.(3) | 現地での接待交際費は経費として認められるか？ | 認められません。なお、国によっては、公務員等を接待すると、法律で罰せられる場合もあり得ますので、注意が必要です。また、日本の不正競争防止法においても、外国公務員等に対する利益の供与は幅広く処罰の対象となる可能性があります。 |
| 77 | 計上可否 | 共通 | 経理処理(積算)ガイドライン>4.(3) | 現地での活動を行う際に国家公務員に協力を依頼する予定だが、国家公務員に対する報酬の支払いに問題はありますか。 | 相手国の公務員に対する支払は、原則対象外となります。但し、法律や組織上規定等を通じ、当該機関ないしは当該機関職員が外部からの収入を得ることを許可されている場合は対象とすることが可能です。なお、前項記載の公務員接待に該当することの内容にご留意ください。 |
| 78 | その他 | 共通 | 経理処理(積算)ガイドライン>経費見積・支払 | 共同企業体として応募する場合、各構成員の事業経費の計上割合に関する制限はあるか。(2社で提案する場合、1社の経費は全体の50%までなど) | 各構成員の経費計上割合に関する制限はありません。なお、見積金額は、共同企業体全体として提案の活動に必要な経費を計上ください。構成員ごとに分割する必要はありません。 |
| 79 | その他 | 共通 | 募集要項 > 第5.7. | 本邦受入活動、現地活動、機材調達費等の割合について制限はあるか。 | 提案内容や対象国によってこれらの構成比は変わるとは思われ、割合についての制限は設けていませんが、事業の目的と合致した見積内容になっているか否かについては、審査の段階で確認させていただきます。なお、本事業は提案法人が自ら行う事業に要した経費の一部を国や公共団体が補助する補助金制度とは、性格が異なるため、上限金額内において、提案法人の技術に対する相手国政府関係者の理解を深めるために必要な諸活動に係る費用が、バランスよく計上されていることが望まれます。 |

| No. | 分類 | スキーム | 該当資料 | 質問 | 回答 |
|--------------------------|--------------------|------------------------------|-------------------------------|--|--|
| 資機材 | | | | | |
| 80 | 設置場所 | 普及・実証・ビジネス化、共通 | 募集要項＞第5.12. | 機材を事業実施国政府関係機関の借地に設置することは可能か？ | 事業後に機材の継続的利用が可能かどうか判断基準となります。借地契約が短期間の場合は設置場所として不適当と思われるが、長期間の利用許可が確認できている土地であれば可能です。 |
| 81 | 設置場所 | 普及・実証・ビジネス化、共通 | 募集要項＞第5.12. | 機材を事業実施国政府関係機関の敷地ではなく、家庭レベルや村落レベルの民間所有地に設置可能か？ | 本事業で購入する資機材については事業終了後に事業対象国政府関係機関に譲り、維持管理も事業対象国政府関係機関に任せるとして、資機材の設置先は公的機関を想定しています。原則、各家庭に設置することは認められませんが、地方自治体やコミュニティが維持管理の責任を負う形で限定的な台数を設置することは認められる場合があります(ただし、次項記載のとおり、民間企業等の所有地への設置は不可となっておりますので、ご注意ください)。提案製品・技術の普及・実証の為に公的機関ではなくコミュニティ等に提案製品・技術を設置することの必要性や、譲り後の維持管理体制について、企画書に記載願います。 |
| 82 | 設置場所 | 普及・実証・ビジネス化、共通 | 募集要項＞第5.12. | 調達機材について、自社もしくは現地パートナー(民間企業)の名義の敷地内に機材を設置することは可能か？ | 原則、不可能です。ただし、事業対象国政府関係機関からの要請があり、譲り後の同機関による継続的な活用および運営維持ができることが担保され、それに機材が容易に移動維持管理ができる場合に限り認められる可能性もありますので、採択後の契約交渉時にご相談ください。 |
| 83 | 通関手続き | 共通 | 経理処理(積算)ガイドライン＞4.(3)2-1 | 本事業で調達する資機材は、提案法人に貸与するということになっているが、通関手続きなどの作業はJICAに代行してもらえるのか？ | 事業対象国政府関係機関に据え付けるまでの一連の手続きすべてを提案法人に行っていただきます。提案法人による据付をもって納入とみなし、検査後にJICA資産として位置付けられた上で、提案法人に貸与することとします。 |
| 84 | 光熱水道料 | 共通 | 経理処理(積算)ガイドライン＞ガイドライン4.(3)2-1 | 機械の運転に必要な電気・水道料金、薬品費は経費として計上できるのか。 | 機材運転経費は、事業対象国政府関係機関負担を原則とします。協議議事録等でこれを先方と合意するよう努めてください。先方負担とする都合が困難であり、かつ運転経費がそれ以外の用途の経費と明確に弁別できる場合は、機材費として計上可能です。なお、弁別困難な場合は、管理費または受注者自社負担での対応となります。また、事業対象国政府関係機関が関与しない場合、機材運転経費は管理費または受注者自社負担での対応となります。 |
| 85 | 据付 | 共通 | 経理処理(積算)ガイドライン＞ガイドライン4.(3)2-1 | 機材の据付に係る経費は計上可能か。 | 可能です。費目は機材費中の現地工事費となります。ここでは機材据付のために技術者を本邦から派遣する場合の労務費や、現地技術者の雇用や現地業者への工事作業の委託にかかる経費が計上可能です。なお、機材据付のため、提案法人の自社人材を派遣する必要がある場合は、労務費として4号単価を上限に計上が可能です。詳細は、経理処理ガイドライン(2019年4月版)を確認してください。 |
| 86 | 知的財産権等 | 共通 | 経理処理(積算)ガイドライン＞ガイドライン4.(3)2-1 | 調達する資機材について、事業実施中の所有権はJICAにあり、事業終了後は事業実施国政府関係機関に譲るとあるが、機材に付随する特許権や著作権等は提案企業に属するという解釈で間違いないか？契約等によって、転売、権利譲渡、再使用許諾等を制限することは可能か？ | 特許権や著作権を譲渡する必要はありません。資機材の使用に関する条件については、事業対象国政府関係機関との協議議事録により定めることとします。 |
| 87 | 知的財産権等 | 共通 | 募集要項＞2.(6)共通事項・業務委託契約とは | 本事業実施中に提案法人が新たに開発した製品の所有権はJICAに譲渡されるのか。 | 本事業においてカスタマイズの特許を越えた新製品開発は想定していません。よって新開発の製品が本事業の契約金額に計上される機材となることはありません。したがって、新開発の製品の所有権がJICAに譲渡されることは原理的にありません。 |
| 88 | ソフトウェア | 共通 | 経理処理(積算)ガイドライン＞4.(3)2-1 | 自社で開発したソフトウェアを自社製品として調達する場合や、現地の状況に合うようにカスタマイズする際の費用は、JICAにて負担することは可能か。可能である場合、開発やカスタマイズに要する人件費は負担可能か。 | 「機材購入・輸送費」に計上いただくことが可能です。費用は利益を控除した額にて計算されますが、詳細は経理処理ガイドライン(2019年4月版)をご確認ください。 |
| 89 | ソフトウェア | 共通 | 経理処理(積算)ガイドライン＞4.(3)2-1 | 前項の質問に関連して、自社製のソフトウェアの場合と、他社から仕入れる場合について、それぞれ原価はどのように算出すればよいか。 | 自社製品(子会社・グループ会社製を含む)の場合は利益を控除した額を、他社から購入する場合は仕入れ価格をご提示いただけます。但し、既に開発済みのソフトウェアをそのまま本事業に活用される場合は、追加コスト等が発生しないことから製造原価として認められず、本事業提案に際して追加的に発生する製造費用のみが認められる可能性があります。個々の提案内容によって対応は異なることが想定されますので、採択後の契約交渉で確認させていただきます。 |
| 90 | ソフトウェア | 共通 | 経理処理(積算)ガイドライン＞4.(3)2-1 | 実証対象技術がソフトウェアである場合、事業終了後に、ソフトウェアの著作権を相手国政府に移転しないといけないのか。 | 提案法人の将来の海外展開ビジネスへの影響に鑑み、原則、著作権は相手国政府に移転されません。 |
| 91 | 原価計算 | 共通 | 経理処理(積算)ガイドライン＞4.(3)2-1 | 製品原価について、すべてカスタム品でカタログ価格がない場合にはどう計上すればよいか。 | 経理処理ガイドライン(2019年4月版)のとおり、原則は「損益計算書を用いた利益控除方式」での計上になります。他方、提案事業対象国向けにカスタマイズが必要な場合など、利益控除方式に拠りがたい場合は、製造原価要素の積上に基づき製造原価を算定ください。 |
| 92 | 原価計算 | 共通 | 経理処理(積算)ガイドライン＞4.(3)2-1 | 調達自社機材の費用は原価で計上することだが、本体以外の周辺機材やメンテナンス資材は他社製品であるため、原価での見積を取得することは困難。この場合はどう計上すべきか？ | 他社製品の場合は、購入(仕入)価格を原価とみなしますので、提示可能な見積り価格を計上して下さい。ただし、調達機材全体の価格を含めて、機材の維持管理を適切かつ継続的に実行する点については、審査のポイントとなります。 |
| 93 | 第三国調達 | 共通 | 経理処理(積算)ガイドライン＞4.(3)2-1 | 機材を第三国から調達して現地へ搬入する場合の輸送費は計上可能か。 | 第三国から調達されることについて、その必要性、妥当性等を契約交渉にて確認させて頂き、認められれば計上することが可能です。 |
| 94 | 消費財 | 共通 | 経理処理(積算)ガイドライン＞4.(3)2-1 | 提案製品自体が消費財である場合、または実証活動に消費財を用いる場合、その経費を機材費に計上できるか？ | 必要性・妥当性が認められる場合、計上可能です。 |
| 95 | 関税 | 共通 | 経理処理(積算)ガイドライン＞4.(3)2-1 | 関税について正確な金額がわからない場合、見積書にどう記入すべきか？ | 先方政府HPや輸送会社等から情報を入力し概算金額を記載してください。また、関税だけでなく、付加価値税等の必要な税金も計上してください。 |
| 96 | 関税 | 共通 | 経理処理(積算)ガイドライン＞4.(3)2-1 | JICA事業であれば機材を輸送する際に免税になると認識しているが如何か。もし、関税が課税される場合は、見積書に積算しなければいけないのか。 | 本事業は、技術協力協定外であるため、課税されることを基本としています。そのため、実施可能性担保の観点から、関税は見積もっていただくよう願います。 |
| 97 | 中古製品 | 共通 | | 複数の他社から中古機材の購入を考えているが、見積りはどうすればよいか。 | 原則として中古製品の購入は認められません。 |
| 本邦受入活動 | | | | | |
| 98 | 参加対象 | 案件化調査 中小企業支援型、普及・実証・ビジネス化、共通 | 募集要項＞第5.11 | 本邦受入活動について、対象国の現地民間企業の人材は対象となるか？ | 原則、相手国政府関係者を受け入れ対象者としていますが、JICAが民間関係者の受け入れが必要と認める場合のみ、民間関係者の受け入れ人数は、全体の受入人数の半数を上限とします。但し、本事業の目的が相手国政府関係者(相手国実施機関)の日本の製品・技術・ノウハウ・システム等の理解を深めてもらい、当地での普及・活用を促進することにありますので、政府関係者を中心とした構成となるようにしてください。政府関係者以外の者を本事業の対象とする場合は、その必要性について明確に企画書に記載して下さい。なお、政府関係者以外の者については、提案法人又はその関係会社、若しくは共同企業体にあつてはその構成員又はその関係会社の現地法人、合弁会社の関係者は対象外とします。 |
| 99 | 人数 | 案件化調査 中小企業支援型、普及・実証・ビジネス化、共通 | 経理処理(積算)ガイドライン＞4.(3)2-4 | 本邦受入活動に参加する人数に上限はあるのか。 | 上限は設けておりません。受け入れる人材、人数の妥当性が分かるよう企画書に記載願います。 |
| 100 | 第三国受入 | 案件化調査 中小企業支援型、普及・実証・ビジネス化、共通 | 経理処理(積算)ガイドライン＞4.(3)2-4 | 第三国での受入活動を行うことは可能か | 原則、本邦のみとします。ただし、特別な事情の有無を踏まえ、民間企業等の製品・技術・システム等の理解促進が、本邦への受入活動よりも第三国が適しているかと判断できる場合に採否を検討します。 |
| 101 | 費用負担 | 案件化調査 中小企業支援型、普及・実証・ビジネス化、共通 | 経理処理(積算)ガイドライン＞4.(3)2-4 | 本邦受入活動費は人数によらず75,500円×日数とのことだが、それ以外の費用は提案法人が事業実施国政府関係機関が負担しなければならぬのか？ | 本邦受入活動費は、航空費(往復の航空費、原則エコノミークラスに限る)と本邦受入活動業務費(上限 75,500円/日)のみが直接経費として計上可能であり、これ以外の費用は事業対象国政府関係機関が負担又は、管理費により支弁していただきます。なお、本邦受入対象者に支給する金額が、常識的に考えて著しく高額である等、外国政府の職員等の外国公務員に対し、当該国の贈賄罪に該当するような贈賄行為及び不正競争防止法に違反するような贈賄行為を行ったと見做されることがないように注意してください。外国公務員贈賄防止指針を経済産業省が公表しています。 |
| 102 | 外注可否 | 案件化調査 中小企業支援型、普及・実証・ビジネス化、共通 | 経理処理(積算)ガイドライン＞4.(3)2-4 | 査証取得や航空券手配、国内移動等、本邦受入実施にかかる手続き業務一般を外注したいが、そうした費用は支弁可能か。 | 計上できません。「本邦受入活動業務費」で計上可能となる経費に関する詳細は、経理処理ガイドライン(2019年4月版)を確認してください。 |
| 103 | JICA施設利用 | 案件化調査 中小企業支援型、普及・実証・ビジネス化、共通 | | JICA国内拠点の宿泊施設を利用することは可能か。 | 原則、提案法人に民間ホテル等を手配いただく形を想定していますが、JICA国内機関の宿泊施設利用について特段の希望があれば、ご相談に応じます。なお、この場合の宿泊料(朝食込)は当機構所定の金額を申し受けますが、詳細は該当の国内拠点にご確認ください。 |
| 審査基準 | | | | | |
| 104 | 既存JICA事業との連携可能性 | 共通 | 別添資料1. 審査基準 | 各審査基準表に記載のある、ODA事業との連携可能性に関し、草の根技術協力事業でも問題ないか。 | 実施する調査及び事業内容に合致していれば問題ありません。 |
| 105 | 外部人材 | 案件化調査 中小企業支援型 | 別添資料1. 審査基準 | 案件化調査(中小企業支援型)の審査基準表に「1. 海外展開にあつた企業としての能力・経験」という項目があるが、外部人材の能力・経験も審査の対象になるか。 | 中小企業・SDGsビジネス支援事業実施後の海外展開は提案法人自身が行うものであるため、審査基準表「1. 海外展開にあつた企業としての経験・能力」については、あくまで提案法人の経験・能力が審査の対象となります。 |
| 106 | プロジェクト終了後のODA案件化有無 | 案件化調査 中小企業支援型 | 別添資料1. 審査基準 | 案件化調査(中小企業支援型)の審査基準表に「2. 開発・発展上の課題との合致状況・ODA案件化の計画」とあるが、ODA案件化の計画は必須なのか。 | 今回公示から、案件化調査(中小企業支援型)の企画書を改訂し、「2. 対象国の開発課題への貢献」の(2)を「(2) ODA事業の具体的な計画/連携可能性」(連携可能性を追記)としています。つまり、実施中のODA事業との連携により相乗効果を生むことを想定するといった「連携可能性」を記載いただくことで、その内容如何が評価の対象となります。 |
| 107 | 開発課題 | 案件化調査 中小企業支援型 | 別添資料1. 審査基準 | 案件化調査(中小企業支援型)の審査基準表に「2. 2-1対象となっている開発課題は、対象国に対する我が国開発協力方針上で、重点となっているか。」に関し、ミャンマーのように外務省が別開開発協力方針を出していない場合には、その他の日本政府の方針がわかる文書等の引用でよいのか。 | ご理解のとおりです。 |
| 108 | 協議議事録(M/M) | 普及・実証・ビジネス化、SDGsビジネス支援型 | 別添資料1. 審査基準 | 普及・実証・ビジネス化事業(SDGsビジネス支援型)の審査基準表に「事前準備」という項目があるが、応募前に対象国の公的機関から協議議事録についての事前合意を取り付ける必要があるか。 | 事前の合意取付が条件となるものではありません。採択に最適な準備レベルは提案内容によって異なるので、企画書作成時点での準備状況を記載いただき、内容に応じて審査します。 |
| 環境社会配慮スクリーニングフォーム | | | | | |
| 109 | 企画書 | 普及・実証・ビジネス化事業 中小企業支援型 | 様式2 企画書＞別添「環境社会配慮スクリーニングフォーム」 | 普及・実証・ビジネス化(中小企業支援型)の企画書別添4「環境社会配慮スクリーニングフォーム」項目5に記載のある「周辺域」の範囲とはどれくらいか。また、国立公園内でセミナーを開催する場合には、該当となるのか。 | 「周辺域」について明確な定義はありませんが、プロジェクトサイト内の調査実施による影響を踏まえてご判断ください。主たる調査実施場所ではなく、例えば、セミナーを実施するのみといったケースは該当しません。 |
| 110 | 企画書 | 普及・実証・ビジネス化事業 中小企業支援型 | 様式2 企画書＞別添「環境社会配慮スクリーニングフォーム」 | 連携する技術協力プロジェクトがカテゴリCに分類されている場合も、環境社会配慮が必要か。 | ご提出いただく企画書の環境社会配慮スクリーニングフォームの回答内容によって、改めてカテゴリ分類をさせていただきます。 |
| 111 | 企画書 | 普及・実証・ビジネス化事業 中小企業支援型 | 様式2 企画書＞別添「環境社会配慮スクリーニングフォーム」 | 提案内容が荒地への植林を通じた原植生の復旧を予定するものであり、将来的には環境への望ましくない影響がほばないと考えられる場合において、その過程として荒地の整地等を行うこと「埋立、土地造成、開墾」に該当するかの。 | 現時点で想定し得る影響を記載ください。カテゴリ判定については審査の過程でヒアリングをさせていただいた上で判断させていただきます。 |
| その他 | | | | | |
| 112 | 本業務全般について | 共通 | | 成果品の著作権はJICAに帰属することだが、調査及び事業を通して得られた知見・ノウハウ・データを、事業・調査終了後も、提案法人が自らのビジネス展開において活用することは可能か。 | 可能です。 |